

### 3. 介護保険

3-7

#### 配食サービスを受けたい

介護が必要な高齢者にとって、「食」は最も手間を要する部分の一つです。名古屋市では、独自のサービス（特別給付）として、「生活援助型配食サービス」を実施しています。1日1食（昼食または夕食）を「配食」するとともに、必ず「手から手へ」の手渡しを行うことにより利用者の安否を確認し、必要な場合には指定連絡先・関係機関への通報等を行うサービスです。介護保険のサービスですので、要支援・要介護の認定を受けている方が対象です。

食事のメニューや代金、配達時間は利用者と指定サービス事業者の契約で決まりますが、配達や安否確認の費用200円のうち9割が保険給付になりますので、事業者にお支払いいただくのは、食事代金と自己負担20円です。指定サービス事業者については、区役所福祉課やケアマネージャーなどにお問い合わせください。

要支援・要介護の認定を受けていない方で、低栄養・運動機能低下など生活機能の低下が見られる高齢者は「自立支援配食サービス」の利用が可能になります。お住まいの地域のいきいき支援センターへご相談ください。

いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

お問合せ先

#### 西区役所 福祉課 福祉係

TEL.(052)523-4597 FAX.(052)521-0067

#### 山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409